

那珂市子ども・子育て支援関連事業報告書

- | | |
|--------|--|
| 参考資料 1 | 令和 5 年度那珂市保育所入所選考基準表について |
| 参考資料 2 | 幼児教育・保育施設における新型コロナウイルスり患者発生時の那珂市の対応基準の目安について |
| 参考資料 3 | 保育施設等紹介動画作成事業について |
| 参考資料 4 | 那珂市保育所等物価高騰等緊急対策支援事業費補助金交付事業について |
| 参考資料 5 | 那珂市子育て臨時応援給付金支給事業について |
| 参考資料 6 | 那珂市学童保育所入所審査基準表について |
| 参考資料 7 | 学童保育所における新型コロナウイルスり患者発生時の那珂市の対応基準の目安について |
| 参考資料 8 | 那珂市子育てガイドブックの改訂版について |

こども課

令和5年度 那珂市保育所入所選考基準表

受付番号	申込年月日	年	月	日	第1希望保育施設	基準点(父)	基準点(母)	調整点	選考点
児童氏名		生	年	月	日	年	月	日生(クラス年齢)	歳
						(a)	(b)	(c)	(a)+(b)+(c)

【算定方法】
○選考点は、「A. 基準点」及び「B. 調整点」を合算した点数とする。(那珂市民を優先とし、定員に余裕があった場合、市外住民を受け入れる)
○「A. 基準点」・・・基準点は、父、母(以下「保護者」)それぞれに配点し、合算した点数を基準点とする。該当する類型(1～9)が複数ある場合には、点数の高い類型で認定する。
○「B. 調整点」・・・調整点は、該当する内容(1～32)に配点する。該当する内容(1～32)が複数ある場合にはそれぞれの点数を合算した点数を対象児童の調整点とする。

【A. 基準点(保護者の状況に係る点数)】		基 準 点						認 定 時 の 留 意 点						
類 型	区 分	① 労働状況等による点数				② 労働調整点				基準点				
		月あたりの労働時間(休憩時間含む)				状況				父 母				
1. 就労(月64時間以上を常態とする) *採用予定を含む	勤務者 自営業者 農業	月160時間以上	24	父	母	●原則3月の勤務実績の平均で64時間以上の場合労働調整点を付ける。 ●自営業者で次の①～④のいずれかに該当する場合は加点対象 ①営業許可証等の写しが提出されていること ②確定申告(青色)をしていることが確認できること ③自営業申立書の第三者証明者が委託元代表者等であること ④その他自営業の実態があることが確認できる書類等が提出されていること	6	父 母	① + ②	① + ②	●労働時間は、原則雇用契約に基づく時間で算定する。 ●認定は、勤務証明書等に記載のある月あたりの労働時間(休憩時間含む)に基づき行う。 ●保護者の勤務先が複数にまたがる場合、それぞれの勤務先の月あたりの労働時間(休憩時間含む)を合算する。 ただし、それぞれの勤務先の勤務日及び勤務時間が重なっており、従事することが困難と認められる場合には、「それぞれの勤務先の月あたりの労働時間(休憩時間含む)」から「当該重複している勤務時間数」を差し引いた時間数で認定するものとする。 ●県の最低賃金879円/H(R3.10.1)を下回る場合は、労働調整点を付けない。(876円×64時間＝56,256円/月) ●120時間未満は「保育短時間」			
		月155時間以上160時間未満	23											
		月150時間以上155時間未満	22											
		月145時間以上150時間未満	21											
		月140時間以上145時間未満	20											
		月135時間以上140時間未満	19											
		月130時間以上135時間未満	18											
		月125時間以上130時間未満	17											
		月120時間以上125時間未満	16											
		月110時間以上120時間未満	15											
		月100時間以上110時間未満	14											
		月90時間以上100時間未満	13											
		月80時間以上90時間未満	12											
		月64時間以上80時間未満	11											
2. 妊娠・出産 (妊娠中であるか又は出産後がない)	認 定 条 件						点数	父 母	父 母	●緊急性が高く、母体保護のために療養が必要な場合は30点(診断書添付) ●死産についても、認定条件は同様とする。				
	出産予定日の56日前(多胎妊娠の場合は98日前)の属する月の初日から、産後56日を経過する日の翌日の属する月の末日						30							
							24							
3. 疾病・障がい (疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを持っている)	疾病・負傷 (診断書)	認 定 条 件				点数	父 母	父 母	●「疾病・負傷」及び「障害認定」の両方に該当する場合は、点数の高い区分で認定する。 ●標準時間保育で認定する。 ●手帳の有効期間により認定期間を判断する。(身障手帳以外)					
		長期入院	おおむね1月以上の入院加療を要すると診断されたもの			30								
		常時臥床	疾病のためおおむね1カ月以上常時臥床を要すると診断されたもの			26								
		長期加療	疾病のためおおむね3カ月以上の加療(安静)を要すると診断されたもの			24								
	障がい認定 (手帳)	一般療養	おおむね1カ月～3カ月の加療(安静)を要すると診断されたもの			20								
		(身体)(療育)(精神) 1・2級、④・A、1・2級	(身体・知的)身体障害者手帳、療育手帳を所持する者又は専門機関により同程度と診断された者			30								
		3級、B	(精神)精神障害者保健福祉手帳を所持する者			21								
		4級以下、C、3級				15								
		認 定 条 件								点数	父 母	父 母	●通院への付添いについては、その付添いにあてる時間数に応じ、左記基準に準じ認定する。	
		介護(看護)時間数(週)				点数								
週40時間以上の介護(看護)を常態とする(160時間以上)				26										
週35時間以上40時間未満の介護(看護)を常態とする(140～160時間未満)				24										
4. 介護・看護 (長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護している)	週30時間以上35時間未満の介護(看護)を常態とする(120～140時間未満)				22	「介護(看護)時間数(週)」及び「認定期間」は、医師の診断書、身障手帳等の写し及び介護・看護状況申告書により判断する。 120時間未満は「保育短時間」	父 母	父 母	●就職につながらないものは対象外。(いわゆるお稽古等) ●カリキュラムで確認する。 ●120時間未満は「保育短時間」					
	週25時間以上30時間未満の介護(看護)を常態とする(100～120時間未満)				20									
	週20時間以上25時間未満の介護(看護)を常態とする(80～100時間未満)				18									
	週16時間以上20時間未満の介護(看護)を常態とする(64～80時間未満)				17									
	認 定 条 件									点数	父 母	父 母	●震災したことが分かる書類で判断する。	
	震災・風水害・火災・その他の災害				30									
	5. 災害復旧 (災害の復旧にあっている)	認 定 条 件								点数	父 母	父 母	父 母	●保育短時間
		震災・風水害・火災・その他の災害								30				
		災害の復旧にあたる期間を認定期間とする。												
	6. 求職活動中	認 定 条 件								点数	父 母	父 母	父 母	●保育短時間
求職中のため日中外出する場合(起業準備を含む。)				5										
入所後探す。現在探していない。				0										
7. 就学・職業訓練	認 定 条 件						点数	父 母	父 母	●就職につながらないものは対象外。(いわゆるお稽古等) ●カリキュラムで確認する。 ●120時間未満は「保育短時間」				
	学校教育法で定める学校、専修学校その他の各種学校及びこれらに準ずる教育施設に在学している又は公共職業能力開発施設にて行う職業訓練等を受けている	月160時間以上	26				26							
		月140時間以上160時間未満	24				24							
		月120時間以上140時間未満	22				22							
		月90時間以上120時間未満	19				19							
		月64時間以上90時間未満	18				18							
		就学等内定(上記から-1)	-1				-1							
		認 定 条 件									点数	父 母	父 母	父 母
	虐待	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること	30											
		DV	DV被害のため家庭内保育が困難であると認められること	30										
8. 虐待・DV	認 定 条 件						点数	父 母	父 母	父 母	●家庭裁判所から保護命令の発令があることがわかる書類で判断する。			
	認 定 条 件				点数	父 母	父 母					父 母	●公的機関の証明書や受給者証により判断する。 注:保育料減免と対象範囲が異なる。	
9. 不存在該当者	認 定 条 件							点数	父 母	父 母	父 母			●公的機関の証明書や受給者証により判断する。 注:保育料減免と対象範囲が異なる。
	死亡・離別・離婚調停中・行方不明・拘禁・未婚				30									

調整点(家庭の状況等に係る点数)】							
区分	内 容	点数	備 考	区分	内 容	点数	備 考
児 童 の 保 育 状 況	1. 産休・育児休業明け	+30	保育所入所により育児休業から職場復帰する場合 復職意向が無い場合は加算しない	兄 弟 姉 妹 の 状 況	16. 生活保護世帯	+13	生活保護受給証明書等により確認する
	2. 父または母が仕事をしながら保育している(居宅外へ同伴就労、リモートワーク含む)	+5	家庭状況調査書で確認する。		17. 入所希望児童を除く兄弟姉妹が認可保育施設等を利用中	+17	
	3. 産休・育児復帰時に入所できず、認可外保育施設等を利用しながら就労している	+30	利用証明添付 認可外保育施設、一時預かり、幼稚園等預かり保育、 その他託児サービス利用。(連絡票を継続して提出している者に限る)		18. 入所希望児童を除く兄弟姉妹が幼稚園等の預かり保育を利用中または利用予定	+17	新2号認定および利用証明で確認。(満3歳児はみなして確認)
	4. 本市に在住もしくは本市に転入予定で他市町村の認可保育施設を利用中(市内認可保育施設へ転園)	+5	広域利用申請は含まない。転入予定者は契約書等の添付書類があれば加算する。		19. 入所希望児童を除く兄弟姉妹が幼稚園等の預かり保育を使用していない	-5	求職活動を除く
	5. 利用中の保育施設等の継続利用ができない	+15	事業廃止や統廃合などで自己都合でない場合に該当。認可外保育施設も含む。(地域型保育事業は含まない)		20. 入所希望児童を除く兄弟姉妹が家庭で保育されている	-10	
	6. 企業内託児所を利用	+15	事業所内保育事業(従業員枠)		21. 入所希望児童が兄弟姉妹と同じ認可保育施設へ転園希望の場合	+24	
	7. 認可外保育施設等を利用	+15	(週5回利用)利用証明添付 認可外保育施設、一時預かり、幼稚園等預かり保育、 その他託児サービス利用		22. 入所希望児童と兄弟姉妹同時入所申込みの場合	+15	多胎児の場合
		+10	(週3～4回利用)利用証明添付 認可外保育施設、一時預かり、幼稚園等預かり保育、 その他託児サービス利用			+5	
		+5	(週1～2回利用)利用証明添付 認可外保育施設、一時預かり、幼稚園等預かり保育、 その他託児サービス利用		23. 一時退園し、再度同じ認可保育施設等を利用希望の場合	+17	産休・育児で家庭で保育する場合と入所児童の長期療養により一度退園し再度同じ施設等を希望の場合のみ該当 (新規申請児童にも該当)
	8. 地域型保育事業所卒園後の連携施設への入所希望	+100	従業員枠は含まない	そ の 他	24. 保育料を滞納している世帯	-8	
9. 地域型保育事業所卒園後の連携施設以外への入所希望	+50	従業員枠は含まない	25. 保護者が非自発的な理由により失業した場合		+10		
10. 市内在住の満65歳未満で無職の健康な祖父母	-4	添付書類が無い場合に該当	26. 保護者が管内認可保育施設等に保育士として就労		+30	保育士証の写しと就労証明書で確認。求職中は該当しない。幼稚園は該当しない。	
	11. 祖父母の居住先が離れている	+10	市内、隣接市町村に祖父母がいない場合に該当		27. 保護者が管外認可保育施設等に常勤保育士として就労	+20	保育士証の写しと就労証明書で確認。求職中は該当しない。幼稚園は該当しない。
家 庭 の 状 況		12. 保護者(父母共)の不在	+30		死別・離別・離婚調停中・行方不明・拘禁・未婚	28. 保護者が管外保育施設等に非常勤保育士として就労	+10
	13. ひとり親世帯(母子・父子)	+20	祖父母と同居		29. 入所希望の児童が障がいや疑いがあり専門医が集団保育を推奨する場合	+10	主治医意見書で確認
		+25	上記以外		30. 入所希望の児童の障がいや疾病により特定の保育施設等を希望する場合	+50	
	14. 準ひとり親世帯(母子・父子)	+15	祖父母と同居(離婚調停申立書・離婚に関することを定めた公正証書が必要)		31. 入所希望児童が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持・特別児童扶養手当を受給している場合	+4	手帳等の写しを添付
		+20	上記以外(離婚調停申立書・離婚に関することを定めた公正証書が必要)		32. 特に緊急の入所を必要とする家庭	+50	虐待・DV・劣悪な家庭環境。児童相談所等からの依頼・通知等、保育の必要性が分かる書類で判断する。
15. 父または母が単身赴任中	+10	就労証明書で確認する	+40	上記以外の家庭。児童相談所等からの依頼・通知等、保育の必要性が分かる書類で判断する。			

令和4年8月3日改訂
令和4年8月8日一部修正
令和4年9月8日一部修正

幼児教育・保育施設における新型コロナウイルス 感染者発生時の那珂市の対応基準の目安

発生時の対応方法について、この表の基準に基づき状況に応じて対応するものとする。

原則：休園等の要請は、当該事項が発生した単一の施設に対して行うものであり、地域の幼児教育・保育施設に波及して適用するものではない。

※判断するにあたり、保健所の指導を原則とする。

施設：保育所（園）、認定こども園、事業所内保育事業所、私立幼稚園

定義：陽性・陰性＝新型コロナウイルスに対して

休園＝当該保育施設の閉鎖（全児童受入「不可」。職員も出勤停止。休園期間中に当該保育施設全室の消毒を実施。）

登園自粛＝家庭での保育が可能な範囲で実施

濃厚接触＝家庭内感染のみ。当該施設に起因する濃厚接触の特定は行わない

PCR検査対象者＝陽性者と接点があった者

り患者	状態	当該施設	その他対応	市内他施設
入所児童本人 施設職員本人	陽性 （発症日・発症日前2日間の中で登園（出勤）していた日があった場合）	休園（PCR検査結果が出るまで） ※PCR検査対象がクラス単位などの場合は、一部休園	市へ報告⇒県へ報告 措置の状況について、市内施設へ情報提供を行う。	通常保育
	施設で実施するPCR検査後、陽性者がいた場合	通常運営が可能か市と協議 ※PCR検査対象となった時点で休園とし、登園していないため、通常は影響なしと思われる。ただし、職員が多数陽性となり通常の保育運営ができない場合は、登園自粛等を行う。	市へ報告⇒県へ報告 措置の状況について、市内施設へ情報提供を行う。 当該施設が運営可能か確認する。	通常保育

【備考】

- ・陽性者は、無症状の場合7日間自宅療養後、8日目療養解除。または、5日目抗原定性検査陰性により6日目解除。（乳幼児は短縮解除適用外）
有症状の場合は、解除の目安を満たしていることを条件に、7日間療養後、8日目解除。
- ・濃厚接触者は、最終接触日の翌日から5日間自宅待機後、6日目解除。（自宅待機期間中、無症状の場合）
- ・濃厚接触者である同居家族等の待機期間（別の家族が発症した場合は、改めてその発症日を0日とする）
 - ①衣食住を共にする同居家族：発症日（無症状の場合検体採取日）翌日から5日間自宅待機、6日目解除。
 - ②陽性者発生前から感染対策を講じている同居家族：感染対策を講じた日の翌日から5日間自宅待機、6日目解除。

※感染対策とは、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の供用を避ける、消毒等の実施などの対策をいう。
- ・待機期間の短縮が可能：2日目、3日目の抗原定性検査が陰性だった場合、3日目解除（ただし、乳幼児は適用しない）

令和4年8月3日改訂

保育施設内新型コロナウイルス 感染者発生時の那珂市の対応基準の目安（保護者向け）

原則： 休園等は、市が判断する。

※判断するにあたり、保健所の指導を原則とする。

施設： 認可保育所（園）、認定こども園、事業所内保育事業所

定義： 陽性・陰性＝新型コロナウイルスに対して

臨時休園＝当該保育施設の閉鎖（全児童またはクラス単位で受入「不可」。休園期間中に当該保育施設の消毒を実施。）

登園自粛＝家庭での保育が可能な範囲で実施。ただし、職員不足により保育運営ができない場合は、職業を限定する場合あり。

濃厚接触＝濃厚接触者の定義に基づき特定された者（家庭内のみ。該当施設に起因する濃厚接触の特定は行わない。）

接触者＝陽性者と接点があった者（同クラスなど）

り患者	状態	り患した児童本人	周囲の児童		施設職員 ※当該施設の対応基準により異なる場合あり		休園判断
			接触者に特定された児童	施設でPCR検査実施	接触者に特定された職員	抗原定性検査等により施設で判断	
入所児童本人	陽性	出席停止 （医師または保健所が登園可能と判断するまでの期間） ※無症状場合、7日間					施設でPCR検査を実施した範囲で臨時休園 (2日間) ※延長もあり。
			それ以外の児童	通常登園可	それ以外の職員	通常出勤可	通常保育
	濃厚接触 （家庭内）	出席停止（5日間）※1	それ以外の児童	通常登園可	それ以外の職員	通常出勤可	通常保育

【注】 施設職員の感染が多数確認された場合は、登園自粛等の対応をとる場合があります。

【参考】

※1 濃厚接触者の出席停止期間は、感染した方と接触した翌日から5日間が自宅待機となります。（6日目から登園可能）

また、待機期間の短縮が可能：2日目、3日目の抗原定性検査が陰性だった場合、3日目解除となります。

乳幼児は、抗原定性検査キットを用いることを想定していないため、待機期間を短縮することはできません。

- ・ 市で休園及び登園自粛を要請した場合、3歳未満児の保育料は日割り計算となり、要請した期間登園しない場合は保育料を一部還付します。
- ・ 保育従事者は、緊急的な対応として濃厚接触者と特定された場合でも従事することも可能
（抗原定性検査キット等により毎日業務前に検査を行うなど、国で示された要件・注意事項を満たす場合）

保育施設等紹介動画作成事業

【事業概要】

新型コロナウイルス感染症拡大により保育施設等の見学ができず利用希望施設を選択することが困難となっていることから、市内各施設の紹介動画を作成し、施設選択の一助とする。

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用)

施設数 15園

・・・公立保育所(1)、民間保育園(6)、認定こども園(2)、地域型保育事業(3:R5. 4開園含)

公立幼稚園(1)、民間幼稚園(2)

【内容】

園の1日、園長・保育士からのコメント等

→ 登園⇒午前中の活動⇒昼食(給食)⇒お昼寝⇒午後の活動⇒降園(お迎え)

・保育士と保護者の関わり ・子どもたちの様子(3歳未満児・3歳以上児)

・保育士の様子

【撮影時期】

令和4年8月、9月

【公開時期(予定)】

令和4年10月～

【公開場所】

那珂市公式ホームページに特設ページを設けて公開する

新

那珂市保育所等物価高騰等緊急対策支援事業費 補助金交付事業

【事業費 6, 914千円】

コロナ禍において、原油価格・物価高騰等の影響を受けた保育施設に対して負担軽減に資する支援金を支給する。

【概要】

○保育施設物価高騰等緊急対策支援金

- ◇対象者：民間保育所（6園）・認定こども園（2園）
地域型保育事業所（2園）・民間幼稚園（2園）
認可外保育施設（6園）
- ◇支給額：食材料費（給食費）支援 月額400円/人
燃料費支援 光熱費 月額 20円/人
送迎バス 月額400円/人
- ◇期 間：令和4年度分（令和4年4月～令和5年3月分）

那珂市子育て臨時応援給付金支給事業について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響下において、原油価格や物価が高騰している現状に鑑み、子育て世帯に対し市独自政策として給付金を支給するものです。

2 対象児童

平成16年4月2日から令和4年8月31日までに生まれた者であって、令和4年8月31日時点において本市の住民基本台帳に登録されているもの。

3 給付額

対象児童1人につき1万円（1回に限る。）

4 申請

那珂市から児童手当（特例給付を含む。）を受けている場合は申請不要。ただし、公務員世帯及び高校生のみ養育している世帯については、申請が必要です。

5 事業費

支給対象者	人数	金額
児童手当受給世帯（特例給付を含む。）	約 7,000 人	70,000,000 円
高校生世帯	約 1,600 人	16,000,000 円
合計	約 8,600 人	86,000,000 円

6 今後のスケジュール

- 10月上旬・・・①児童手当及び特例給付受給世帯へ通知を発送予定
- 10月中旬・・・②公務員世帯及び高校生のみ養育世帯へ通知を発送予定
- 10月下旬・・・①の世帯へ支給予定
- 11月下旬以降・・・申請のあった②の世帯へ随時支給

申請書類提出期限：令和5年2月28日まで

学童保育所入所審査基準表〔A表〕

入 所 基 準				保護者の状況(同居の親族、その他の者が児童の保護にあたれない場合)		
類 型	細 目			死亡、離別、行方不明、拘禁	措置評点	優先順位
1 就 労	外 勤	常 勤		事業所等に常時雇用されているもの	9	2
		パート等	午後5時以降まで勤務	時給、日雇等の雇用形態で常勤と比較して労働時間が短いもの及びその他の不安定就労者であってその従事時間の実態によるもの (シフトにより、日により勤務体系が違う場合は、終業時間が最も遅い時間を基に決定)	9	2
			午後4時以降 午後4時59分までに終業		8	3
			午後3時以降 午後3時59分までに終業		7	4
			午後3時前に終業		5	6
			自営業 農業		中心者	
	専従者	6時間以上	居宅外の自営業で、主たる従事者に協力して従事しているもの	7	4	
		6時間未満		5	6	
	就労予定		勤務先未定	求職活動中である場合(勤務先が未決定である場合)	3	8
			勤務先確定	上記該当するものから-1する	-1	—
	上記以外の者			上記以外に、就労により明らかに保護に欠けると認められるもの	5	6
2 一人親	不 在			死亡、離婚、未婚、別居、その他(行方不明等 生計を共にしていない)	10	1
3 出 産・ 疾病等	出 産			予定日含む産前8週、産後8週	9	2
	疾病入院			おおむね1か月以上の入院	10	1
	居宅療養	常時臥床		疾病のためおおむね1か月以上臥床のもの	10	1
		精神・結核等		長期加療(安静)を要すると診断されたもの	8	3
		一般療養		おおむね1か月以上加療(安静)を要すると診断されたもの	6	5
	心身障がい	身障1・2級、精福1、療育A		身体障害者手帳、精神福祉手帳、療育手帳を所持する者及び同程度と判断できるもの	10	1
		身障3級、精福2、療育B			7	4
		身障4級以下、精福3、療育C			5	6
上記以外の者			上記以外に疾病・障がい等により明らかに保護に欠けると認められるもの	5	6	
4 病人の 看護・ 介護等	入院付添			おおむね1か月以上親族の入院・付添にあたっているもの	10	1
	居宅内看護			同居の家族の長期居宅療養等介護にあたっているもの	6	5
	心身障がい児者看護			心身障がい児者の介護、通園、通院、通学等にあたっているもの	10	1
	高齢者(65歳以上)等の介護			同居する、ねたきりや認知症等高齢者である親族の介護に常時あたっているもの	10	1
	上記以外の者			上記以外に疾病・障がい等により明らかに保護に欠けると認められるもの	5	6
5 災害	家庭の災害			火災・風水害により家屋が失われ復旧にあたる場合	10	1

補正表〔B表〕

補正基準	類 型	適 用		補正点
	1 兄弟姉妹の状況	きょうだい入所	きょうだいが入所(または同時申込み)している	+3
	2 世帯の特殊事情	一人親世帯	死亡、離別、行方不明、拘禁	+5
			離婚を前提とする別居、単身赴任(年間を通じたもの)	+3
		養育能力の欠如	関係専門機関や医療機関等で判断されたもの	+5
		家庭児童相談室長からの協議	児童相談所等からの依頼等により、保育が必要と判断されたもの	+10
		その他	経済的な困窮など、家庭環境が明らかに悪いもの	1～3
	3 就労形態	就労日数	1か月あたりの平均就労日数の実態による 12日未満	-2
		就労先	親族経営の会社、個人営業等で時間的・内容的に融通がきくと思われるもの	-2
	4 祖父母等の状況	祖父母等の親族が無職かつ、健康上に問題がなく、保育の期待ができるもの	同居(同敷地内を含む。)または隣居 ※配偶者の通院(入院)付き添いは原則減点の対象外	(65歳以下) -2
		祖父母の居住地在市外のもの	市内に祖父母がいない場合該当	(65歳以下) +5
	5 職場復帰	産休・育休休暇明けに伴う職場復帰		+5
	6 通学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校や専門学校、大学などに通っている世帯で、一人親世帯以外は、受講日数・時間に応じて家庭外労働の基準を用い、基準点より減する。		-2
	7 その他	上記以外の理由		1～5
	8 提出期限	申込み期日までに書類の提出はあったが、一部不備・不足書類を期日が過ぎてから提出であった場合(期日から 1週間以内)		-1
		申込み期日までに書類の提出はあったが、一部不備・不足書類を期日が過ぎてから提出であった場合(期日から 1週間以上)		-2
		申込み書類一式を申込み期日過ぎてから提出があった場合		-4
	9 学年による加算	入所時の学年が1年生のもの		+8
		入所時の学年が2年生のもの		+6
		入所時の学年が3年生のもの		+4
	10 学区外からの通学	通学する小学校が隣接しない学区にあり、自力での下校が難しい場合		+6
	11 産休・育休からの復帰	産休・育休を理由に退所し、休み明けの復職により再入所する場合		+6
	12 保育料の滞納	3か月以上保育料を滞納している場合		-5

※ B表の適用について、該当基準はすべてA表措置評点に加算すること。

※ A表評点 + B表評点 = 総合評点

同一点数世帯の優先順位

順位	状 況
1	児童が低学年である世帯
2	ひとり親世帯
3	祖父母の居住地在遠方である
4	兄弟姉妹が同時申し込みをした世帯
5	児童相談所からの要請又は児童の入所の必要性が、関係機関で確認された場合
6	帰宅時間(終業時間に通勤時間を足した時間帯)の遅い世帯(※帰宅時間については、保護者を比較して早い方の時間で判断)
7	保育料の滞納がない世帯

令和4年8月5日改訂
令和4年9月12日一部修正

学童保育所における新型コロナウイルス リ患者発生時の那珂市の対応基準の目安

発生時の対応方法について、この表の基準に基づき状況に応じて対応するものとする。

原則： 休所等の要請は、当該事項が発生した単一の施設に対して行うものであり、他の施設に波及して適用するものではない。

※判断するにあたり、保健所の指導を原則とする。

施設： 学童保育施設

定義： 陽性・陰性＝新型コロナウイルスに対して

臨時休所＝当該学童施設の閉鎖（全児童受入「不可」。職員も出勤停止。休所期間中に当該保育施設全室の消毒を実施。）

利用自粛＝家庭での保育が可能な範囲で実施。

濃厚接触＝家庭内感染のみ。該当施設に起因する濃厚接触の特定はしない。

PCR検査対象者＝陽性者と接触があった者

り患者	状態	該当施設	その他対応	市内他施設
入所児童本人 施設職員本人	陽性 (発症日・発症日前2日間の中で登所(出勤) していた日があった場合)	休所(PCR検査結果が出るまで) ※保育室を分けるなど、PCR検査対象が分けられる 場合は、一部休所	市へ報告 対応状況について、関係機関へ情報提供を行う	通常保育
	施設で実施するPCR検査後、陽性者がいた場合	通常運営が可能か市と協議 ※PCR検査対象となった時点で休所とし、登所していな いため、通常は影響なしと思われる。ただし、職員が多 数陽性となり通常の運営ができない場合は、利用自粛等 を行う。	市へ報告 対応状況について、関係機関へ情報提供を行う。 該当施設が運営可能か確認する。	通常保育

【参考】 ・ 陽性者は、無症状の場合7日間自宅療養後、8日目療養解除。または、5日目抗原定性検査陰性により6日目解除。(児童は短縮解除適用外)

有症状の場合は、解除の目安を満たしていることを条件に、7日間療養後、8日目解除。

・ 濃厚接触者は、最終接触日の翌日から5日間自宅待機後、6日目解除。(自宅待機期間中、無症状の場合)

・ 濃厚接触者である同居家族等の待機期間(別の家族が発症した場合は、改めてその発症日を0日とする)

①衣食住を共にする同居家族：発症日(無症状の場合は検体採取日)翌日から5日間自宅待機とし、6日目に解除。

②陽性者発生前から感染対策を講じている同居家族：感染対策を講じた日の翌日から5日間自宅待機とし、6日目に解除。

※感染対策とは、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の供用を避ける、消毒等の実施などの対策をいう。

・ 待機期間の短縮：2日目、3日目の抗原定性検査が陰性だった場合、3日目解除(ただし、児童は適用しない)

学童保育所内新型コロナウイルス り患者発生時の那珂市の対応基準の目安（保護者向け）

原則： 閉所等は、市が判断する。また、学校において臨時休業等の対応となった場合は、学童においても学校に準じた対応とする。

※判断するにあたり、保健所の指導を原則とする。

施設： 学童保育施設

定義： 陽性・陰性＝新型コロナウイルスに対して

臨時休所＝当該学童施設の閉鎖（全児童またはクラス単位で受入「不可」。休所期間中に当該保育施設全室の消毒を実施。）

利用自粛＝家庭での保育が可能な範囲で実施。ただし、職員不足により運営ができない場合は、職業を限定する場合あり。

濃厚接触＝濃厚接触者の定義に基づき特定された者（家庭内のみ。該当施設に起因する濃厚接触の特定はしない。）

接触者＝陽性者と接点があった者

り患者	状態	り患した児童本人	周囲の児童		施設職員 ※当該施設の対応基準により異なる場合あり		休所判断
入所児童本人	陽性	出席停止 （医師または保健所が 登所可能と 判断するまでの期間） ※無症状の場合、7日間	接触者に特定された児童	施設でPCR検査実施	接触者に特定された職員	抗原定性検査登により 施設で判断	施設でPCR検査を実施 した範囲で臨時休所 （2日間） ※延長もあり
			それ以外の児童	通常登所可	それ以外の職員	通常出勤可	通常保育
	濃厚接触 （家庭内）	出席停止（5日間）※1	それ以外の児童	通常登所可	それ以外の職員	通常出勤可	通常保育

【注】 施設職員の感染が多数確認された場合は、利用自粛登の対応をとる場合があります。

【参考】 ※1 濃厚接触者の出席停止期間は、感染した方と接触した翌日から5日間が自宅待機となります。（6日目から利用可能）

市で休所及び登所自粛を要請した場合、保育料は日割り計算となり、要請した期間登所しない場合は保育料を一部又は全部を還付します。

学童保育従事者は、緊急的な対応として濃厚接触者と特定された場合でも従事することも可能

（抗原定性検査キット等により毎日業務前に検査を行うなど、国で示された要件・注意事項を満たす場合）

那珂市子育てガイドブックの改訂版について

那珂市では、子育て世代に対し、子育てに必要な情報などを積極的に配信することで、更なる子育てのしやすい環境の構築に寄与することを目的とし、那珂市子育てガイドブックを制作しております。

こちらのガイドブックにつきましては、冊子版と Web 環境を用いた電子書籍により公開しており、冊子版につきましては2年ごとに改訂版を作成し、電子書籍については、随時情報を更新しております。

官民協働発行事業者	株式会社サイネックス
ガイドブック改訂時期	2年ごと
初版の発行	平成28年10月
前回改訂版の発行	平成30年7月
今回の発行予定	令和5年7月（予定）

【（参考）2021年版】

